

堺市立学校園における

セクシュアルハラスメント防止ガイドライン

セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害である

学校園において、教職員による子どもの人権侵害は
あってはならないことである。

教育は人権尊重の上に成り立つものであり、学校園においては教育活動そのものが人権を大切にして実施されなければならない。幼児児童生徒（以下「子ども」という）が未来に向かって「生きる力」を身につけるためには、一人ひとりの子どもたちの人権と個性が尊重されることが必要である。

学校園におけるセクシュアルハラスメントには、さまざまな場合が考えられるが、このガイドラインは堺市立学校園の教職員による子どもに対するセクシュアルハラスメントを防止し、子ども一人ひとりの個人の尊厳と教育を受ける権利を擁護するために定めたものである。

堺 市 教 育 委 員 会

【令和 4 年 10 月改定】

1 教職員による子どもに対するセクシュアルハラスメント

教職員による子どもに対するセクシュアルハラスメントとは、学校園において教職員という子どもに対して優位な立場にある者が、子どもを不快にさせる性的な言動を行い、これにより子どもの尊厳を傷つけ、人権を侵害し、学習意欲の減退や低下を招いたり、心や身体を健康を損なったりし、教育上の不利益を与え、就学環境を著しく悪化させるものである。

なお、教職員による子どもに対するセクシュアルハラスメントには、性別により役割分担すべきとする意識や性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれるものである。

「学校園」とは、学校園での教育が行われる全ての場所をいい、学校園の施設の外であっても、社会見学、泊を伴う活動、部活動での対外試合の場などを含むものである。

「子どもを不快にさせる」とは、当事者の子どもや他の子どもの側からの不快だとの意思表示があるにかかわらず、教職員にふさわしい判断基準を持ち、不快にさせる性的な言動をとらないことが大切である。そのためには、以下のようなことを十分認識し、行動する必要がある。

- 教職員と子どもとの関係は、指導する側とされる側、大人と子ども、あるいは学級担任と子ども、部活動顧問と子どもというような力関係にあるため、教職員は支配的な立場にあり、子どもたちが不快であるという意思表示ができない場合がある。
- 教職員の性的な言動に対して、笑っている子どもがいたから「不快ではないだろう」などと判断するのは誤りである。性に関する受けとめ方には個人差があり、不快であるという意思表示の方法もさまざまである。
- 子どもの発達段階によってセクシュアルハラスメントの捉えに違いがあり、セクシュアルハラスメントそのものを認識できない子どももいる。
- 「親しさの表現や励まし」だと自分が思っても、子どもが不快に感じることがある。

「性的な言動」とは、以下のような性的な関心・欲求に基づく発言と行為をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動や性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

- 性的な質問や話をする。
- 子どもの身体的特徴を話題にする。
- 子どもの身体をじろじろ見たり、不必要に接触したりする。
- 配慮なく着替えをさせる。
- 「女の子だから掃除をきちんとしなさい」、「男のくせに泣くな」などと言う。
- 「女（男）の人みたい」、「ゲイ（レズビアン）は嫌い」などと言う。

2 セクシュアルハラスメント防止のために

教職員による子どもに対するセクシュアルハラスメントは、子どもの心を傷つけ、その後の成長に甚大な影響を与えるだけでなく、個人の尊厳やプライバシーを侵害する、許すことのできない人権侵害である。

また、被害にあった子ども、保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせ、学校の危機を招くものであるということを十分認識し、その防止のために以下のことに取り組む。

• 校園長の責務

平成28年3月「男女雇用機会均等法」の改正（平成29年1月施行）に伴い、これまで厚生労働省が示していた「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（セクハラ指針）も改正され、性的指向及び性自認に関するセクシュアルハラスメントについても、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。」と明記された。

このことも含め、学校園長は教職員の人権意識を高めるように指導し、子どもに対するセクシュアルハラスメントを防止及び排除するため、学校園内で以下のことに取り組まなければならない。

（１）人権に対する深い認識と理解

校園長は人権に対して深い認識を持ち、自らの人権感覚・意識を高めるよう努める。

（２）校内研修の実施

セクシュアルハラスメント防止のための実践的な研修を行う。

（３）教職員への指導

教職員の言動に十分注意を払い、セクシュアルハラスメントが生じないようにするとともに、次項の教職員の責務についての指導を徹底する。

（４）校内体制の整備と相談窓口の設置

学校全体として、未然防止にむけた取組を推進する校内体制を整備充実し、すべての教職員で子どもたちを見守り、日常的な行動の変化を的確に把握し、内面の変化にも気配りできるように努める。

また、子ども及び保護者の相談に応じるために学校園内にセクシュアルハラスメントに関する相談窓口を設置し、子ども及び保護者に周知を図る。

（５）家庭・地域との連携

セクシュアルハラスメントについての知識や情報を共有するための啓発や情報交換を行う。

• 教職員の責務

教職員として

(1) 人権意識の高揚

子どもの心の痛みや悩みを自らの問題として受け止める感性を高める。
性別役割分担意識や性差別意識の払拭など、自らの人権意識を高める。

(2) 研修への参加

研修に積極的に取り組み、自らの意識や行動を点検する。

(3) 互いに指摘しあえる人間関係の醸成

教職員同士で身内だからとかばいあったり、見てみないふりをしたりせず、お互いの言動の問題点について気づき、指摘しあえる人間関係を醸成するよう努める。

(4) 相談を受けたときの的確で迅速な対応

子どもや保護者から、セクシュアルハラスメントに関する相談や苦情を受けた場合には、二次被害を起こさないよう十分に配慮し、速やかにセクシュアルハラスメント相談窓口と連携し、対応にあたる。

子どもたちに対して

(1) 人権侵害を許さない姿勢を養う指導

子どもの権利・人権・ジェンダー平等・性等に関する学習の中で、セクシュアルハラスメントなど人権侵害に関することを取り扱い、子どもたちに人権侵害を許さないという姿勢を養うとともに、身体への接触や言葉の暴力など嫌なことに対して「いやだ」と表現できる力（スキル）をつける。

(2) 相談方法などの周知徹底

子どもがセクシュアルハラスメントと思われる行為にあったときの相談方法など適切な対応について知らせる。

3 セクシュアルハラスメントが起ってしまったら

セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害である。問題を軽く考えたり、先入観を持ったりすることなく、被害にあった子どもの救済を最優先に考え、迅速かつ適切に対応し、被害の深刻化や拡大を防がなければならない。

セクシュアルハラスメントについては、全教職員の共通理解のもと、被害にあった子どもの心に寄り添った対応をしなければならない。

• 解決にあたっての基本的な心構え

- ① 問題を軽く考えたり、先入観を持ったりすることなく、被害にあった子どもの救済を最優先に考える。
- ② 正確な情報収集と迅速かつ適切な対応により、被害を深刻化させたり、拡大させたりしないようにする。
- ③ 被害にあった子どもの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、知り得た秘密を守る。
- ④ 被害にあった子どもが被害を訴えたために、不利益を受けることがないよう配慮する。

• 校園長の役割と相談窓口の機能

校園長の役割

校園長は、公正に対応し、良好な教育環境を回復するための適切な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて、被害にあった子どもだけでなく、加害教職員や第三者からの事実確認や保護者への対応を行わなければならない。

相談窓口の機能

相談窓口は、校園長への報告を密に行うとともに、担当者間の連携・協力を図らなければならない。

また、相談窓口が被害にあった子どもから事実確認を行う場合には、以下の点に留意する必要がある。

なお、被害にあった子どもの心のケアが必要な場合には、校園内の相談窓口のみで対応するのではなく、外部機関の専門相談員等との連携を図ることも必要である。

- ① 複数の担当者で対応すること。
- ② 適切な場所とゆとりを持った時間を確保し、被害にあった子どもの話を確実に丁寧に聞くこと。

- ③ いつ、どこで、誰が何をしたのか具体的な行為を記録すること。ただし、被害が深刻な場合には、被害にあった子どもが理路整然と訴えることができるとは限らないことを理解しておかなければならない。
- ④ 事実を知る第三者や、すでに相談した者の存在の有無を確認すること。

・二次被害の防止

一般的に、セクシュアルハラスメントを含む性暴力被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されている。

- ① 事実確認の過程で、無視・無理解・批判・非難などを受けて精神的打撃を受ける。
- ② 加害教職員の行動により、被害にあった子どもの行動が問題視される。
- ③ 事実と直接関係のないプライバシーが詮索されたり暴露されたりする。

例えば、学校園におけるセクシュアルハラスメントについても、被害にあった子どもが周囲から「あの子にも問題がある」と批判されたり、「あの子がセクハラ相談をしたらしい」と噂をされたり、インターネットを通じた個人情報の拡散などの二次被害が考えられます。

これらの二次被害を防ぐためには、秘密保持と被害にあった子どもの人権救済を最優先に考えるとともに、例えば、SNS等を利用して安易に情報を流した結果、当該児童生徒の自死を招くなど、取り返しのつかない重大な事態にいたる場合があることも、周囲の者に理解させる必要がある。

4 各種相談機関

性暴力被害の相談・受診受付窓口

- 性暴力救援センター・大阪SACHICO（病院拠点型ワンストップセンター）
☎072-330-0799（24時間ホットライン）
短縮ダイヤル #8891（はやくワンストップ）
- SAP子どもサポートセンター［サチッコ］
☎06-6632-0699
（月～水曜日14：00～18：00 祝日等を除く）
- こころの健康センター（心理カウンセリング）※予約制
☎072-245-9192 FAX072-241-0005
（月～金曜日9：00～17：30 祝日等を除く）
- 堺市立総合医療センター（性暴力被害者医療受診専用ホットライン）
☎080-8925-8880（24時間対応）

性的指向及び性自認に関する相談窓口

- 人権相談ダイヤル（人権部 人権推進課）
☎072-228-7364 FAX072-228-8070
（月～金曜日 9：00～12：00、13：00～16：30 祝日等を除く）
- 弁護士によるLGBTsのための電話相談
☎06-6364-6251（毎月第4月曜日 16：00～18：00）
（祝休日・年末年始の日程は大阪弁護士会ホームページを確認してください）

子どものための相談窓口

- 子ども電話教育相談「こころホーン」
☎072-270-5561（24時間365日対応）
- ソフィア教育相談（ソフィア・堺5階）
☎072-270-8121
（予約による面接相談 火～土曜日9：00～17：30 祝日等を除く）
- ふれあい教育相談（人権ふれあいセンター3階）
☎072-245-2527
（予約による面接相談 火～土曜日9：00～17：30 祝日等を除く）

●堺市教育委員会 学校教育部 生徒指導課

☎072-228-7436 FAX072-228-7421

(月～金曜日9:00～17:30 祝日等を除く)

●子どもの悩み相談フリーダイヤル(大阪府)

☎0120-7285-25 (24時間365日対応)

●子どもの人権110番(大阪法務局)

☎0120-007-110

(月～金曜日8:30～17:15 祝日等を除く)

女性等の相談窓口

●男女共同参画交流の広場(アミナス北野田3階) ※要予約

相談予約 ☎072-236-8266

①「女性の悩みの相談(面接相談のみ)」

毎週火曜日 10:00～13:00、14:00～16:00

(第1・3火曜日は18:00～20:00も実施)

第1・2・3金曜日 17:00～20:00

②「男性の悩みの相談(面接相談・電話相談)」

第1・3木曜日 18:00～21:00

第4土曜日 14:00～17:00

●各区女性相談(子育て支援課)

・堺区 ☎072-228-7023

・中区 ☎072-270-0550

・東区 ☎072-287-8198

・西区 ☎072-343-5020

・南区 ☎072-290-1744

・北区 ☎072-258-6621

・美原区 ☎072-341-6411

(月～金曜日9:00～17:30 祝日等を除く)

●男女共同参画センター「男女共同参画センター相談」

☎072-224-8888

(火～日曜日9:00～17:15 祝日・年末年始・月曜日が祝日の時はその翌日を除く)

各種人権相談窓口

●市民相談・人権相談（各区役所企画総務課）

- ・ 堺 区 ☎072-228-7403
- ・ 中 区 ☎072-270-8181
- ・ 東 区 ☎072-287-8100
- ・ 西 区 ☎072-275-1901
- ・ 南 区 ☎072-290-1800
- ・ 北 区 ☎072-258-6706
- ・ 美原区 ☎072-363-9311

（月～金曜日9：00～17：00 祝日等を除く）

●人権ふれあいセンター

☎072-245-2530 FAX072-245-2535

（火～土曜日9：00～17：30 月曜日が祝休日の場合は相談受付あり）

●堺市 人権部 人権推進課（人権相談ダイヤル）

☎072-228-7364

（月～金曜日9：00～12：00、13：00～16：30 祝日等を除く）

●堺市教育委員会 学校教育部 人権教育課

☎072-228-7484 FAX072-228-7421

（月～金曜日9：00～17：30 祝日等を除く）

